

愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の民間木造住宅の耐震性の向上を図り、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から県民の生命を守るため、市町が実施する民間木造住宅の耐震改修工事等に係る補助事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、県が予算の範囲内で、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年3月31日愛媛県規則第17号）第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助要件、補助対象経費及びこれに対する補助率は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市町は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、市町に通知するものとする。
2 知事は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請)

第5条 市町は、交付決定を受けた補助金について、交付決定額を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
2 前条の規定は、前項の規定による申請書を受理した場合について準用する。

(事業の廃止)

第6条 市町は、事業を廃止しようとするときは、あらかじめ事業廃止承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第7条 市町は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、知事の指示を受けなければならない。
2 市町は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 市町は、事業を完了したときは、速やかに、完了実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
2 事業が翌年度にわたる場合は、翌年度の4月10日までに、年度終了実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、市町に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 市町は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金交

付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は、前条の規定による請求書を受領したときは、補助金を支払うものとする。

2 知事は、前2条の規定に関わらず、事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

（決定の取消し）

第12条 知事は、市町が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
- （2）不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4）補助金の交付決定の前に、事業に着手したことが判明したとき。
- （5）この要綱又はこの要綱の規定に基づく知事の指示に違反したとき。
- （6）事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （7）事業の遂行ができないとき。

（補助金の返還）

第13条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第14条 市町は、補助金の交付を受けた事業に係る収入支出の帳簿、台帳及び書類その他必要となる図書を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（指導監督）

第15条 知事は、市町に対し、事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（補足）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表の補助対象事業欄第1項第一号及び第2項第一号に定める補助要件について、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第1項第二号ロに規定する効果促進事業で実施する場合は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助要件	補助対象経費	補助率
1 耐震改修工事	<p>(1) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき実施される事業であること。</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半数でないものに限る。）で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものに対し実施される事業であること。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築された木造住宅を除く。</p> <p>(3) 建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がない木造住宅に対し実施される事業であること。ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなるものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満であり、耐震改修工事の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる木造住宅に対し実施されるものであること。ただし、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会又はそれに準ずる機関にて上部構造評点に対する評価を受けたものに限る。</p> <p>(5) 「愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱」に基づき登録された耐震改修登録事業者が行う耐震改修工事であること。ただし、平成27年3月31日までに本補助金の交付決定を受けたものについては、この限りではない。</p>	<p>市町が行う耐震改修に係る工事に要した費用として助成した経費又は耐震改修工事費の5分の4のいずれか低い額</p>	<p>補助対象経費のうち市町負担分の2分の1以内。 ただし、250,000円を限度とする。</p>
2 耐風改修工事	<p>(1) 「1 耐震改修工事」と併せて実施される事業であること。</p> <p>(2) 令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しない瓦屋根に対して、地震・強風に対する安全性の向上を目的として実施される葺き替え工事であること。</p> <p>(3) 工事の結果、建築基準法に適合する屋根構造となるものであること。</p>	<p>市町が行う耐風改修に係る工事に要した費用として助成した経費又は耐風改修工事費（屋根面積（㎡）に24,000円を乗じた額を限度とする。）の100分の23のいずれか低い額</p>	<p>補助対象経費のうち市町負担分の2分の1以内。 ただし、138,000円を限度とする。</p>

注1 算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金の下記交付対象事業について、同補助金の交付を受けたいので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付を受けようとする補助金の額 ￥
- 3 事業計画
 耐震改修工事補助 戸
 耐風改修工事補助 戸
- 4 事業の完了予定期日 令和 年 月 日

（押印を省略する場合）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第2号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付愛媛県指令 建第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記事業の交付決定額を変更したいので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 変更理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額 ￥

交付変更申請額 ￥

差引き増減額 ￥

4 事業計画（変更後）

耐震改修工事補助 戸

耐風改修工事補助 戸

（押印を省略する場合）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第3号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付愛媛県指令 建第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた
下記事業を廃止したいので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第6条の規定によ
り、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 廃止理由

3 廃止年月日 令和 年 月 日

(押印を省略する場合)

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

愛媛県知事 様

市町長

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業完了実績報告書

令和 年 月 日付愛媛県指令 建第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた
下記事業が完了したので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定
により、下記のとおり報告します。

記

(単位：千円)

事業 名称	交付決定内容		完了事業の精算内容		交付金の精算内訳		実施期間		備考
	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額 (1)	補助金 受入額 (2)	差引受入 未済額又 は 超過額 (2)-(1)=(3)	着工 年月 日	完了 年月 日	

1. 備考欄には、耐震改修及び耐風改修の補助を行った戸数を記入してください。

(押印を省略する場合)

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

様式第5号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付愛媛県指令 建第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた
下記事業の令和 年度の実績について、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第8
条第2項の規定により、別表のとおり報告します。

記

1. 事業名称

(押印を省略する場合)

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

別表

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業年度終了実績報告書

(単位：千円)

事業名称	交付決定内容		年度内遂行実績				翌年度繰越分			実施期間		備考	
	補助対象 経費 A	補助金額 a	補助対象経費				補助金 受入額 b	補助対象 経費 C (A - B)	補助金額 (a - b)	C / A (%)	着手 年月日		完了 (予定) 年月日
			支払済額	支払義務額	計 B	B / A (%)							

1. 備考欄には耐震改修及び耐風改修の補助を行った戸数を記入してください。

様式第6号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

令和 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付請求書（概算・精算）

令和 年 月 日付愛媛県指令 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記事業について、下記金額の補助金を愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

1. 事業名称

2. 請求額 円

3 添付書類

- (1) 事業費実績調書
- (2) 支出命令書の写し

(押印を省略する場合)

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

事業費実績調書

(単位：円)

	申請者氏名	耐震改修等に 要した費用	補助 対象経費 (A)	市町 負担額 (B)	県 補助金額 (C)	交付決定 年月日	支払 年月日	備考	
耐震改修									
		事業量 戸	小 計						
	耐風改修								
		事業量 戸	小 計						
	事業量 戸	合 計							

- (注) 1 事業量に合わせて、適宜行を追加すること。
 2 (A) は申請者に補助した額又は耐震改修工事費の5分の4 (耐風改修工事費 (屋根面積 (㎡) に24,000円を乗じた額を限度とする。) の100分の23) のいずれか低い額を記入すること。
 3 (B) は (A) から国庫補助金等を控除した市町負担額を記入する。
 4 (C) は県からの補助金額 ((B) × 1/2 (上限250千円又は138千円)) を記入する。
 5 耐風改修の備考欄には、屋根面積 (㎡) を記入する。